

教育委員会 11 月 定 例 会 議 事 録

会議名 教育委員会11月定例会
開催日 令和元年11月25日（月）午後3時00分～午後3時32分
開催場所 議会棟5階 第2委員会室
出席者 高須教育長、真野教育長職務代理人、藤田委員、玉井委員、坂本委員、秋元委員

事務局等出席者

荒木教育次長兼学校教育部長、田井教育監兼総合教育研修センター所長、野呂教育監、良社会教育部長、藏守社会教育部次長兼社会教育課長、倉崎社会教育部次長兼文化スポーツ室長兼課長、高宮教育政策総務課長、谷口施設給食課課長、若林学務課長、山口教育指導課長、遠藤総合教育研修センター課長、山口文化スポーツ室課長、川原青少年課長、浦戸教育政策総務課係長、河野（教育政策総務課担当）

○高須教育長

それでは、ただ今から教育委員会11月定例会を始めさせていただきます。

本日の署名人は玉井委員にお願いいたします。

本日の案件は報告事項が2件、議決事項が2件でございます。

それではまず、本日の配付資料について確認をいたします。

事務局から説明をお願いします。

はい、高宮課長。

○高宮教育政策総務課長

本日の配付資料を確認させていただきます。

教育委員会定例会の議案書でございます。

なお、教育長及び委員の皆様方には、報告21号に関する資料を配付しております。

当資料につきましては、個人情報に含まれた資料でございますので、会議終了後、机上に置いてお帰りくださいますよう、お願い申し上げます。

以上でございます。

○高須教育長

説明が終わりました。

それでは、議案書1ページ「10月・11月教育委員会一般事務報告」についてお伺いします。

事務局から報告事項はございませんか。

はい、高宮課長。

○高宮教育政策総務課長

10月・11月の一般事務報告をいたします。

まず、本日11月25日に教育委員懇話会及び教育委員会11月定例会を開催しております。

続きまして、教育委員会後援の状況について御報告申し上げます。

10月5日から11月5日までの教育委員会の後援状況でございますが、全体で7件ございました。

いずれも継続でございます。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

ほかに、報告事項はございませんか。

はい、山口課長。

○山口教育指導課長

11月の事務報告をさせていただきます。

11月8日、9日の2日間、寝屋川市小・中学校英語教育特別推進地域研究発表会を開催いたしました。8日につきましては、第三中学校において公開授業を、9日につきましては市民会館において全体会を開催いたしました。2日間で、1,324名の方に御参加をいただくことができました。今後も今回の公開授業を柱といたしまして推進し、より一層研究を深めてまいりたいというふうに考えております。

また、11月20日、21日につきましては、寝屋川市小学校音楽会が市民会館で開催されました。全ての小学校から一つの学年が出演し、合奏と合唱の発表がありました。どの学校も心が一つとなったすばらしい発表でした。

また、11月20日にイングリッシュプレゼンテーションコンテストのプレ発表会を開催いたしました。今年度につきましては、全ての中学校から28名が出場いたしました。どの生徒も緊張した表情でプレゼンテーションを行い、外国人英語講師からの質問にも対応し、コンテスト当日に向けてのイメージができたようでございます。

本選につきましては、1月12日に開催いたします。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

ほかに、報告事項はございませんか。

はい、倉崎次長。

○倉崎社会教育部次長兼文化スポーツ室長兼課長

11月の一般事務報告をさせていただきます。

11月2日、3日の2日間開催されました、寝屋川文化芸術祭についてでございますが、2日間で延べ約2万4,000人の市民の皆様に御参加をいただきました。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の報告に対しまして、御質問ございませんか。

ほかに、事務局から何かございませんか。

はい、真野委員。

○真野教育長職務代理者

冒頭、教育長のお話の中で、秋田への視察のお話がありました。事務局初め、学校現場の教職員の方も視察に行かれたと思いますが、その状況を教えていただきたいと思ひまして、御質問させていただきます。

○高須教育長

はい、遠藤課長

○遠藤総合教育研修センター課長

10月29、30、31の3日間で、教職員各学校から1名ずつの36名と、学校長代表5名、市教委から6名、行ってまいりました。市教委の取組の話を全員で1日目に聞かせていただいて、2日目には各小学校の教員は小学校に、中学校の教員は中学校へ見学に行かせていただきました。授業を見させていただいたり、中学校では生徒総会の、生徒がいろいろ活動しているような様子を見せていただきながら、後にあちらの教員の方々とこちらの教員と直接懇談するような機会も設定させていただきました。次の日、3日目には朝の活動の様子などを見せていただいてから帰ってきたというような状況です。

本日、そのときに出かけた教員たちが集まって、ワークショップをする予定になっております。帰ってくるまでの間にも見てすごく感動したと、秋田の教育はすばらしい、子供たちもよく育っているし、授業もきちんとみんなが同じ方向を見て、どの先生に聞いても同じ答えが返ってくるような方向性をきちんと持っているということにすごく感動して帰ってまいりまして、先生方皆さん熱く語っておられました。

意欲的に、前向きに取り組ましまして、学校に帰ってから早速すぐに報告する中で、実際に何から取り組んで行こうかという、既にできることから取り組んでいる学校もたくさんある状況です。

以上でございます。

○真野教育長職務代理者

ありがとうございました。

今聞いていたら非常に収穫が大きいと理解しているのですが、是非寝屋川方式ですか、寝屋川独自の特色ある教育というか、そのあたりにつなげていってほしいなということを感じました。

それから、来年度は、小学校において新学習指導要領が全面実施になるということで、本市では先行実施もやっている部分もあろうかと思いますが、英語、道徳、それからプログラミング教育も入ってきますので、是非この視察の成果を、寝屋川方式の

教育を見据えながら、早速いかしていただきたいなと思いますので、よろしくお願
い
します。

○高須教育長

ほかに、御質問はございませんか。

ほかに、報告事項はございませんか。

では、ないようでございますので、次に2ページ、11月・12月教育委員会行事計
画書についてお伺いいたします。

事務局から何かございませんか。

はい、高宮課長。

○高宮教育政策総務課長

まず、11月26日に総合教育会議を開催する予定でございます。

次に、12月2日から17日まで開催されます、12月市議会定例会でございますが、11
日から13日まで一般質問が行われます。

次に、12月23日に教育委員懇話会、教育委員会12月定例会の開催を予定しており
ます。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

ほかに、報告事項はございませんか。

はい、山口課長。

○山口教育指導課長

12月20日に中学生サミットが総合教育研修センターにおいて開催されます。今回は
後期の新しい生徒会役員による顔合わせと自己紹介、また、いじめ撲滅・環境広報・
笑顔挨拶・ネットスマホ、4つの部門からの取組報告を行う予定でございます。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

ほかに、報告事項はございませんか。

では、ないようですので、11月・12月教育委員会行事計画書については、予定どお
り、よろしくお願
い
いたします。

次に、3ページでございます。

報告第21号、職員の分限処分についてを議題といたします。

はい、高宮課長

○高宮教育政策総務課長

ただ今御上程いただきました、報告第21号、職員の分限処分につきまして、寝屋川
市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙の
とおり臨時に代理しましたので、教育委員会に報告し、承認を求めるものでござい
ま

す。

内容につきましては、4ページを御覧ください。

本職員は中央図書館の職員で、病気療養のため休業を要する旨の診断書が提出され、令和元年11月20日から令和2年1月19日までの休職発令を行ったものでございます。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の報告を受けまして、御質問はございませんか。

では、ないようですので、報告第21号、職員の分限処分についてを報告どおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○高須教育長

御異議なしと認めます。よって本案は、報告どおり承認することに決めます。

次に、5ページでございます。

報告第22号、市長からの意見聴取についてを議題といたします。

はい、高宮課長。

○高宮教育政策総務課長

ただ今御上程いただきました報告第22号、市長からの意見聴取について、12月市議会定例会において提出される教育委員会に係る議案につきまして、寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規制第3条の規定により、教育長において異議ないものとして臨時に代理しましたので、教育委員会に報告し承認を求めるものでございます。

それでは、当議案の内容につきまして、一括して御説明いたします。

まず、令和元年度寝屋川市一般会計補正予算(第4号)(教育委員会関係分)につきまして、御説明いたします。

6ページを御覧ください。

まず、歳出でございます。

全て、人事院勧告と同様の一般職の給与改定の実施、及び職員変動等に伴う、人件費等の精算補正でございます。

款：教育費、項：教育総務費、目：教育委員会総務費、137万9,000円の減額補正でございます。

目：総合教育研修センター費、補正額は6万7,000円の追加補正でございます。

7ページでございます。

項：小学校費、目：学校管理費、17万1,000円の減額補正でございます。

目：学校給食費、191万1,000円の減額補正でございます。

8ページでございます。

項：中学校費、目：学校管理費、1,717万5,000円の減額補正でございます。

9ページでございます。

項：幼稚園費、目：幼稚園管理費、87万4,000円の減額補正でございます。

次に、項：社会教育費、目：社会教育総務費、1,718万4,000円の減額補正でございます。

10ページでございます。

目：図書館費、213万3,000円の減額補正でございます。

目：青少年教育費、6万7,000円の減額補正でございます。

11ページでございます。

目：留守家庭児童会費、1,648万1,000円の減額補正でございます。

項：社会体育費、目：社会体育総務費、417万円の減額補正でございます。

続きまして、13ページを御覧ください。

債務負担行為の追加補正でございます。

「児童安全安心事業（通信端末配布）に係る経費（使用料）」につきましては、新一年生に対しまして、令和2年度の早期にGPS端末を配布できるよう、今年度中に前倒して契約することから債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

期間は、令和元年度から令和3年度まででございまして、限度額は、3,005万2,000円でございます。

次に、「中学校屋内運動場エアコン設置に係る経費（委託料）及び（工事請負費）」につきましては、災害時の避難所において温度調整等の配慮の必要な方々に対する避難所機能の向上を目的として、クラブ活動や学校行事等による使用頻度が高いことなどを踏まえ、市立中学校11校の屋内運動場にエアコンを設置するものでございまして、設計及び工事に要する期間が翌年度にまたがることから、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

期間は、令和元年度から令和2年度まででございまして、限度額は、委託料が3,600万円、工事請負費が5億8,300万円でございます。

続きまして、14ページを御覧ください。

「指定管理者の指定（寝屋川市立エスポール）」について御説明いたします。

寝屋川市野外活動センターの指定管理者を指定するため、寝屋川市公の施設に関する指定管理者の指定の手續等に関する条例の第5条の規定に基づき、寝屋川市野外活動センター指定管理者選定委員会の意見を聴き、審査を行った結果、指定管理者の候補者として、「特定非営利活動法人ナック」を選定いたしました。

なお、指定の期間としましては、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間でございます。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の報告を受けまして、順次、御質問をお受けいたします。

まず始めに、「令和元年度寝屋川市一般会計補正予算（第4号）（教育委員会関係分）」について、御質問はございませんか。

では、ないようですので、続きまして、14ページ「指定管理者の指定（寝屋川市野外活動センター）」について、御質問はございませんか。

では、ないようですので、報告第22号、市長からの意見聴取については報告どおり承認することに決めます。

次に、議決事項に移ります。

15ページでございます。

議案第37号、公文書開示拒否決定に係る審査請求についての裁決についてを議題といたします。

はい、高宮課長。

○高宮教育政策総務課長

ただ今御上程いただきました議案第37号、公文書開示拒否決定に係る審査請求についての裁決につきましては、平成30年10月16日に提起した公文書開示拒否決定に係る審査請求について寝屋川市情報公開・個人情報保護審査会の答申を経て裁決を行うため、教育委員会の議決を行うものでございます。

17ページを御覧ください。

本件、審査請求の経緯についてでございますが、平成30年8月10日に審査請求人から公文書開示請求があり、同年8月24日に請求人に対し公文書開示拒否決定を行いましたところ、同年10月16日に、請求人から当該開示拒否決定に対する審査請求がございました。

翌、令和元年9月3日に本件審査請求について、寝屋川市情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行いまして、令和元年11月11日に同審査会からの答申を受領しましたので、今回、本件審査請求についての裁決を行うため、教育委員会の議決を行い、審査請求人に対する裁決の通知を行うものでございます。

24ページを御覧ください。

詳細な内容は割愛させていただきますが、2の結論のとおり、本件審査請求のうち、本件処分に違法又は不当な点は認められず、理由がないことから、審査請求を棄却するものであり、主文のとおり裁決するものでございます。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

では、ないようですので、お諮りいたします。

議案第37号、公文書開示拒否決定に係る審査請求についての裁決についてを原案どおり議決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○高須教育長

御異議なしと認めます。よって本案は、原案どおり議決いたします。

次に、26ページでございます。

議案第38号、寝屋川市放課後子ども総合プラン運営委員会委員の委嘱及び任命についてを議題といたします。

はい、川原課長

○川原青少年課長

ただ今御上程いただきました議案第38号、寝屋川市放課後子ども総合プラン運営委員会委員の委嘱及び任命について、寝屋川市放課後子ども総合プラン運営委員会規則第2条第2項の規定に基づき、別紙の者を寝屋川市放課後子ども総合プラン運営委員会委員に委嘱及び任命するため、教育委員会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしましては、寝屋川市放課後子ども総合プラン運営委員会委員の任期満了に伴い、新委員を委嘱及び任命するためでございます。

27ページに、新委員の氏名並びに経歴等を掲載しております。

第1号、公募による市民として、屋敷和美氏。第2号、学識経験を有する者として、杉本厚夫氏、安達博氏、龍田寿子氏の3名。第3号、学校関係者として、西田要一氏、枘井政明氏の2名。第4号、PTA関係者として、新井美賀氏、辻阪みちよ氏、村口亜希子氏の3名。第5号、留守家庭児童会関係者として、永幡淳氏、玉井由紀子氏、大村いづみ氏の3名。第6号放課後子供教室関係者として、楠本理加氏、山本篤子氏、村上百合子氏の3名。計15名でございます。

なお、任期につきましては、第1回会議開催予定の令和元年12月25日からの2年間、令和3年12月24日まででございます。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

では、ないようですので、お諮りいたします。

議案第38号、寝屋川市放課後子ども総合プラン運営委員会委員の委嘱及び任命についてを原案どおり議決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○高須教育長

御異議なしと認めます。よって本案は、原案どおり議決いたします。

以上で、予定の案件は全て終了いたしました。

このほかに、事務局から報告事項があればお願いいたします。

では、ないようですので、これもちまして教育委員会11月定例会を終了させていただきます。